

# 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会入会金及び会費等納入規則

## (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会定款第8条の規定により、各加盟団体等が納入する入会金及び会費等（以下「会費等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (会費等の区分)

第2条 会費等は、次の区分とする。

入会金(入会時のみ)

年会費(毎年度)

賛助会費

## (会費等の額)

第3条 前条の区分による会費等の額は、次のとおりとする。

入会金 10,000 円

年会費 15,000 円

賛助会費

個 人 3,000 円以上

法人及び団体 5,000 円以上

## 付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。